

議会だより



幡谷分館主催の親子歴史探訪

あらまし

- ◇ 議案審議 2P
- ◇ 補正予算 5P
- ◇ 重要な案件採決結果公表 6P
- ◇ 一般質問 5名の議員が登壇 7P
- ◇ 請願・陳情・意見書 13P
- ◇ 編集後記 16P

平成20年
第4回 定例会

[12月12日~12月16日]

議案 審議

条例の一部改正

質疑者

尾口 慶 悦議員
今野 章 議員
相澤 佐和子 議員

審議された 議案と結果

条例の一部改正

▼松島町町税条例の一部改正について

……原案可決(賛成全員)

▼松島町都市計画税条例の一部改正について

……原案可決(賛成全員)

▼松島町国民健康保険条例の一部改正について

……原案可決(賛成全員)

その他の議案

▼指定管理者の指定について

(松島町長松園デイサービスセンター)

……原案可決(賛成全員)

▼指定管理者の指定について

(松島町健康館デイサービスセンター)

……原案可決(賛成全員)

▼指定管理者の指定について

(品井沼農村環境改善センター)

……原案可決(賛成全員)

▼指定管理者の指定について

(松島駅前駐輪場)

……原案可決(賛成全員)

▼指定管理者の指定について

(松島町野外活動センター)

……原案可決(賛成全員)

……原案可決(賛成全員)

松島町町税条例の一部改正

●主な内容

地方税法の改正により、所得税の寄付金控除対象となる寄付金(社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等に対する寄付金)のうちから、地方公共団体が条例で指定する寄付金を個人町民税の寄付金税額控除をすることができ、制度が創設されたことにより、法に掲げる寄付金のうち、町内に事務所・事業所を有する法人への寄付金を控除対象に追加するものである。

また、所得税法で財務大臣が指定した法人で県内に主たる事務所を有する法人は東北大学と宮城教育大学である。

町内で該当する法人は、松島町社会福祉協議会、松の実福祉会、功寿会、長松園であ

る。

また、固定資産税第1期の納期は4月と決定しているが、県内自治体の多くが5月としており町外の納税義務者も含め問い合わせがあるということから当町でも第1期について5月納期に改正するものである。

軽自動車税についても、県内の自治体や普通自動車税(県税)が5月納期であり当町の納期について5月納期に改正をあわせて行なうものがある。

●質疑

問 法改正の中にある、宮城県が許可を受けた公益信託の信託財産とはどういうものか。

答 公益信託にかかわるものは、学術、技芸、宗教その他で県が、公益を目的とした信託財産であるものとして許可

したものである。過去に自然科学研究助成基金があったが、現在は該当する法人はない。

問 固定資産税の納期を遅らせることにより、町は財政的なゆとりがない時期だと思いが一時借入れ等は生じないのか。また、納税者は、納期のずれにより、国保税、住民税との納期が詰まることになるかどうか考えているのか。

答 これまで4月には、固定資産税、軽自動車税で約1億2千万円入ってきていた税収が5月に移行することになる。資金繰りについては会計課とも充分協議している。

賛成全員・可決

松島町都市計画税条例の一部改正

●主な内容

都市計画税の賦課徴収は固定資産税の例によるものであることから固定資産税同様の改正を行うものである。

賛成全員・可決

松島町国民健康保険条例の一部改正

●主な内容

出産一時金について、平成21年1月に創設される産科医療補償制度施行により支給額の引き上げに伴い改正するものである。

産科医療補償制度は、この制度に加入する分娩機関が1分娩当たり3万円の保険料を支払い、通常の妊娠・分娩でも脳性麻痺となった場合に補償金が支払われる制度である。未加入の分娩機関で出産

した場合は35万円に据え置かれ、加入している分娩機関での出産に対しては、3万円を上限として加算し支給することになる。松島町国民健康保険条例の出産育児一時金について改正するものである。

● ● ● 質疑 ● ● ●

問 産科医療補償制度の加入状況は。また、助産婦がとりあげた場合はどうなるのか等、内容について知らせることや指導も必要ではないのか。

答 県内では100%の医療機関がこの制度に加入している。全国的には97・2%である。助産所でも87・4%の加入であるが、医師がとりあげた場合は適用される。

問 補償は総額3千万円、内訳は一時金600万円で残った分は20才まで毎年120万円の支払いになっている。保険運用は民間の保険会社である。この財源の内容と加入者負担増になるのではないか。

答 財源は、3分の2が交付税措置で3分の1が保険料で負担となるので新たな負担の1万円が負担増となる。

問 当町の年間出生数とこれまでこの制度の補助対象となる該当者はあったのか。ま

た、全国的にはどういう状況であったのか。

答 本町においては、調べた範囲の中でこの制度の対象者はいない。全国的には500人から800人と推計されている。

問 わずかな違いで障害程度や分娩の判定結果で保険の対象になる、ならないの違いが出てこざるを得ないと危惧されるが、その辺をどう考えているのか。

答 通常分娩においては直ちに障害の判断は先天性以外に発見しにくいこともあるので、乳幼児健診等を通じながら調べていく。

問 当初で600万円の補償を一括で支払うことになっているがこの補償金を頭金に医療訴訟が増えるのではと心配も出ている。判定の問題等も含めてもう少し制度設計を考えたし、もう少し広く子どもを救済できる補償制度にしていく必要性と、民間ではなく公的な補償制度にしていく必要があると考えている。どのような見解か。

答 新しい制度であるので、実際の運用に当たってはさまざまな不備が想定されるのは当然である。しかし制度が出来たことに意味があると思っ

ている。まずスタートし不備な部分は早めに直し充実させていくことは同感である。この制度を勉強し、国に要望の必要があれば5年も待たずに要望していく。

賛成全員・可決

指定管理者の指定について

今回、公の施設5カ所の指定管理者の指定期間が平成21年3月末日で終了することに伴い、指定管理者を募集し町の選定委員会で審議された。

松島町長松園デイサービスセンターの指定管理者の指定

● 主な内容

一、施設の名称
松島町長松園デイサービスセンター

二、指定しようとする団体
多賀城市高橋四丁目24-1
社会福祉法人 千賀の浦福祉会

三、指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

長松園デイサービスセンターは特別養護老人ホーム松島

長松苑と一体となった運営により利用者が通所介護計画に基づきサービスを受けている。地域において自立した日常生活を営むことができていく。これまでの実績経緯をふまえ千賀の浦福祉会を継続指定とするものである。

● ● ● 質疑 ● ● ●

問 指定については条例本則は公募である。今回は一社指定であり取り扱い内容を伺う。

答 指定は千賀の浦福祉会一社選定である。デイサービスセンターと特別養護老人ホーム長松苑との一体的な運営を考慮した。

問 千賀の浦福祉会の施設管理運営上の問題点及び行政上の指導の有無を伺いたい。

もともと行政で立ち上げた法人であるがグループホーム問題を含め運営主体となる法人審査は適正公正に期すべきだ。

答 審査委員会では、法人運営までは議論していない。指定管理者の選定においては各団体がどういう業務を行っていたか、大切な部分で、今後の審査では検討していきたい。

補正予算

▼一般会計補正予算(第四号)

……原案可決(賛成全員)

▼国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

……原案可決(賛成全員)

▼老人保健特別会計補正予算(第二号)

……原案可決(賛成全員)

……原案可決(賛成全員)

▼介護保険特別会計補正予算(第三号)

……原案可決(賛成多数)

……原案可決(賛成多数)

請願・陳情

▼松島町の観光振興対策に関する請願

……一部採択(賛成多数)

▼地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書に関する陳情

……採択(賛成全員)

意見書(議員提案)

▼地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

……原案可決(賛成全員)

松島町健康館デイサービスセンターの指定管理者の指定

●主な内容

- 一、施設の名称
松島町健康館デイサービスセンター
- 二、指定しようとする団体
松島町根廻字上山王6-27
社会福祉法人 松島町社会福祉協議会
- 三、指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで



松島町健康館

賛成全員・可決

品井沼農村環境改善センターの指定管理者の指定

●主な内容

- 一、施設の名称
品井沼農村環境改善センター
- 二、指定しようとする団体
松島町根廻字上山王6-27
社会福祉法人 松の実福祉会
- 三、指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

条例に基づき指定管理者を募集したところ1団体からの申し込みがあった。審議の結果、社会福祉法人松の実福祉会を指定したい。

賛成全員・可決

●質疑

- **問** 指定管理者指定の募集要綱では、町内に事業所を有することと解しているのか。
- **答** 申し込み資格は町内に事業所または事業所を有する法人又は団体である。
- **問** 松島町の指定管理者の指定の手続きに関する条例で先定の答弁を「良し」とする条文となっているのか、条例には指定団体を町内、町外とする条文はない。なにもないという

事はどなたでもいいという事になる。原則以外でやるときは条例に附則等があったりすべきである。

答 条例では特に住所の町内、町外については記していないが、その申し込みを公示する事となっている。募集に当って募集資格を執行部で決し、町内に限定したということである。

問 条例に違反していないと言えるのか。

答 条例には違反していない。条例規則のない部分であり執行当局として申し込み資格を町内限定としている。条例への不明記がそれをもって条例違反とは解していない。

松島駅前駐輪場の指定管理者

●主な内容

- 一、施設の名称
松島駅前駐輪場
- 二、指定しようとする団体
松島町高城字愛宕一、8-1
特定非営利活動法人ウイザス
- 三、指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

条例に基づき指定管理者を募集したところ一社の申し込みがあった。審議の結果非営

利活動法人ウイザスを指定したい。

賛成全員・可決



松島駅前駐輪場

松島町野外活動センターの指定管理者の指定

●主な内容

- 一、施設の名称
松島町野外活動センター
- 二、指定しようとする団体
松島町高城字愛宕一、8-1
特定非営利活動法人ウイザス
- 三、指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

条例に基づき指定管理者を募集したところ一社の申し込みがあった。審議の結果同法人ウイザスを指定管理者に指定したい。

賛成全員・可決

問 指定管理者への委託について具体的内容について伺いたい。管理業務一覧に示されているトイレ等の清掃について、16時間、週2回は指定管理者側で全面的に行なうのか、また一部委託はあるのか。

答 平成17年まで直営直轄でしていたことからトイレ清掃は宿泊の利用者の方にやってもらってきている。現在は利用者の方に利用の長短を問わず清掃に協力してもらっている。

問 指定者の業務中に週2回のトイレ清掃を委託している。一般の利用者に清掃を求めているということは管理運営に関する基本事項、事業の範囲及び具体的内容、利用者へのサービス等からいってどうなのか。

答 指摘について当局として認識を新たにしている。

問 実態はその都度個人や、団体が利用すれば清掃させられるとなる。

しかし、清掃をいわれる人、いわれない人の間に不公平が生じる。利用者へのサービス向上のあり方に問題あるのではないか。

答 重々検討させていただく。

5名の議員が 9件について質問

相澤 佐和子 議員 (8ページ)

- 少子化対策で子育て支援を
- 国民健康保険の資格証明書発行の中止を

後藤 良郎 議員 (9ページ)

- 家庭用防災行政ラジオの導入について
- 思いやり駐車区画について

今野 章 議員 (10ページ)

- 水道料金引き下げについて
- 子どものアレルギー対策について

色川 晴夫 議員 (11ページ)

- 松島町の景観整備について

赤間 洵 議員 (12ページ)

- 健康づくり施設の活用状況と効果について問う
- 西の浜貝塚公園の環境について伺う

町政 Q&A

一般質問

「こ」が聞きたい!!

相澤佐和子
議員

少子化対策で子育て支援を
乳幼児医療費助成は就学前まで
拡大を前向きに検討している。

質問

本町は人口減少が続いており、早急に人口増の具体的な対策が求められている。それには、若い世代の人達に、安心して子どもを生み育てられる町だと関心を持ってもらうことが必要であり、子育て支援として、まず①乳幼児医療費助成を通院も就学前まで拡大と所得制限撤廃②保育料金の引き下げ③若い世代の家賃補助④第五小学区への学童保育設置を求める。新潟県聖籠町では子育て支援で人口が増えているが町長は、「将来を担う子どもが施策が優先」と位置づけて取り組んでいる。本町においても子育て支援の位置づけを明確にし、実現を求める。

答弁

本町の人口減少については、様々な施策が必要と考えており、子育て支援策もその1つの要素と考えている。次年度は実現可能な施策を住民

アンケート調査を行いながら次世代計画の見直しを進めていく。乳幼児医療費助成は、大切な施策と考え就学前まで拡大することを前向きに検討している。保育料金は、国基準よりも低くしているが、第2子軽減に加えて、新たに最高額引き下げと第3子は無料を実施している。家賃補助は興味深いテーマとされているが将来に亘つての検討課題。第五小の留守家庭学級は町民バスで5人の児童が登級しており当分は現状での運営を考えている。子育て支援は理念をしっかりと持つて実現するよう努めていく。



第五幼稚園

国民健康保険の資格証明書発行の中止を
最小限にとどめながらも完全には避け
られない

質問

本町では、国保税の1年以上滞納者には資格証明書が発行される。資格証では病院窓口で10割負担となるため受診抑制と病気の重症化が懸念される。後期高齢者医療保険も滞納者には資格証が発行される。この保険で受診抑制が強まる、或いは無保険者になれば命の問題に直結する事態が心配される。全国では既に全自治体の3割で資格証発行を中止している。本町でも資格証発行を中止し、全ての加入者に保険証を交付して町民の健康を守る積極的な立場に立つべきである。

答弁

資格証明書発行については、国民健康保険法で義務化が規定されており、町としての取り組みも規定に基づく適用が求められている。被保険者間の負担の公

平を図ることも重要であり、資格証交付は最小限にとどめないと考えている。資格証発行による受診抑制については、病気やけが、災害、事業の廃止や著しい損失を受けた場合等の特別な事情を考慮し、短期保険者に切り替えて交付することで対応しており、受診抑制につながることは考えていない。後期高齢者医療保険での発行は、広域連合において単に滞納日数のみで機械的な判断は行わないとされている。



議員

今野 議

水道料金の引き下げを

長期財政計画の中で検討する

質問

水道事業は、平成9年度に水道料金の改定が行われて以来11年間、年平均1億円余りの純益を出し続けている。18年に料金引き下げの方向が出たが、大橋町長になり引き下げは実現していない。

宮城県の水道料金は全国トップクラスであり、本町の水道料金は10トン使用で県内3番目の高さである。本町が供給を受けている仙南・仙塩及び大崎の広域水道は、供給単価引き下げの方向で検討していると聞く。暮らしが大変な時だけに、水道料金引き下げの考えはないか。

答弁

水道事業は、昭和27年の創設以来、水不足に対応するため水源を広域水道に求め、この間、第7次、第8次の拡張事業を実施。平成元年までに20億円余りを投

じた。

県の広域水道は、責任水量制のため安定的経営で、年度別受給水量の調整・覚書水量の引き下げをお願いしてきた。予定される22年度からの供給料金の改正でも各広域水道受水団体連絡会として、知事に要望書を提出している。料金引き下げは、老朽管の改良率が55%余り、二子屋浄水場の設置更新、初原の高架水槽の解体・建設等が引き続き求められており、長期財政計画を策定し検討したい。



子どものアレルギー対策について

幼保小連絡調整会議等で連携し対応している

質問

大人も含めてアレルギー性疾患は増加の傾向と言われ、特に低年齢の子どものアレルギーに対する取り組みは重要である。平成19年4月、文科省が「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」を発表し、場合によっては生命に関わる重大な疾患、特性も含まれ、緊急時の対応等ができるよう学校全体で認識を共有する必要があるとされている。

本町でのアレルギー疾患を持つ子どもたちの把握、ガイドラインの活用や相談体制、給食など取り組みの状況は。

答弁

アレルギーの現状は、保育所174人中11人、幼稚園110人中15人、小学校708人中130人、中学校400人中165人が何らかのアレルギー疾患を有している。ガイドラインは、疾患の正

しい知識を深められるため、職員会議で共通理解を図る際に活用し、教職員が自由に閲覧できるように配置している。

児童の把握は、入所・入園時の調査票・診断書等で確認し、幼保小連絡調整会議を行っている。保育所では栄養士が面談し、調理員を含めた給食打ち合わせ会など連携を図っており、各学校でも相談・支援ができるよう対応しているが、代替食、特別食は給食センターの設備上、難しい。



高城保育所での代替食

色川晴夫 議員

松島町の景観整備について
平成21年度に景観行政団体を
目指す

質問

近年、個性ある美しい街並みや景観に関する国民の高まりを背景に自主条例や都市整備が進められている。11月県主催で「みやぎ景観フォーラムin松島」が開催された。今「心地よい景観」が求められている。また、議会報告会でも「景観整備について」の意見もあり、住民の意識も高まってきている。そこで町長の考えを伺う。

- (一)景観整備の基本的な考えは。
- (二)今後の景観計画スケジュールは。
- (三)町は、住民・事業者一体となり取り組む必要があると思うか。
- (四)テレビアンテナの共同化が景観向上と地デジ対策になると思うか。

答弁

松島の優れた景観、歴史建造物として文化的伝統は貴重な資産である。

これを保全し価値を高めて景観形成に取り組み、心豊かに暮らすことが住民の願いであり、景観を重視した行政を進めることが基本の立場である。

今後のスケジュールについては、平成21年度に景観行政団体を目指し、景観についての委員会を設置して、アンケート調査、公聴会等で住民の意見を聞きながら、景観計画の策定を考えている。景観の対象は町内全域であるので、住民・事業者・関係者に意見を聞き進めていく。テレビの共同アンテナで美観の確保は興味深い考えである。今後の参考にさせてもらう。



洵員

赤間
議

健康づくり施設の活用状況と効果について伺う

「美遊」のPRを積極的に進めていく

質問

平成12年10月にオープンした保健福祉センター「どんぐり」の活用状況について、機能的には温水プール「美遊」とかなり重複する面があると考えられるので伺いたい。

健康増進ホールの利用状況は。入浴者の数はどう変化しているのか。施設的能力、利用目標と利用状況は。更に町民の健康づくりのために平成19年10月6日に竣工した温水プール「美遊」の施設活用状況とその効果について伺う。

答弁

「どんぐり」は保健福祉事業の中心施設として建設され、平成19年度には延べ7万536人が利用。健康増進ホールには健康機器を4台設置しているが、温水プールのトレーニングルーム開設以後は利用が減少している。



質問

世界文化遺産暫定登録を目指した、主要地方法道奥松島・松島公園線沿いにある西の浜貝塚公園は学術的にも歴史的にも大変に貴重な史跡である。しかしながら史跡入口看板や案内板もないのである。また、近年公園内で「たき火」の後があった。伸ばし放題の杉林が公園の構成にどれほどの意味があり、価値があるか、国史跡貝塚公園には植林的な杉林はすぐわない、不自然と思われるので維持管理が容易な環境整備の考えはないか伺う。

はできないが、規制の許される範囲内で病木の伐採、枝払い、間伐など、杉林全体の環境整備の対応を考えており、保存管理計画に支障のない範囲での伐採を新年度に向けて考えていきたい。

答弁

西の浜貝塚公園史跡全体の説明板は2つの入口に設置してあるが、県道沿いには公園全体の案内板はないので検討課題とする。また、公園内杉林については、特別名勝松島の保存管理計画第2種区域に入り容易に伐採



西の浜貝塚公園入口

西の浜貝塚公園の環境について伺う

保存管理計画の中で対処していく

事務調査報告

常任委員会所管 事務調査報告

第1常任委員会 (中間報告)

◆調査事件

観光振興と財源対策につ

◆調査期日

平成20年1月23日から述べ

◆調査概要

調査するにあたり、町長の観光振興に対する基本的な考え方を求めたところ、次のような見解を得た。

①観光行政について

景観整備、JR松島海岸駅改修に伴う駅前広場の整備、旧ホテル五大堂周辺道路整備等を考えている。

②財源について(観光税の導入)

観光税の導入は、当面考えていない。厳しい財政上、今後目的税を前提に、検討する時期が来るかも知れない。

③観光協会との関係について

共通課題で協議を行い、イ

ベントに職員を積極的に参加させていく。

④人材育成「松島人」について

育成にあたって、具体的な目標や行動指針が必要であり、仕組みを作っていく。

⑤観光と他産業との連携

具体的な事は、今後検討する。

次に、仙台・宮城DC実施に向けて議会としての関わりとDC終了後の観光振興について意見を求めた。

委員会では、観光振興調査の一環として、先進地視察を行った。

◆視察研修場所

・岐阜県郡上市・・・市と観光協会が一体となり、水を核とした既存の地域づくり、街並みの景観規制や用水の管理等地域ぐるみでの観光地づくりを実施している。

・岐阜県下呂市・・・平成18年以降、景観づくりへの関心が高まり、平成19年に景観条例を施行し、「美しい景観づくり」に取り組んでいる。

《まとめ》

松島観光振興と財源対策を調査してきたが、報告するまでに至らず、引き続き審査すべきとした。

第2常任委員会

◆調査事件

学校給食における地産地消の取り組みについて

◆調査期日

平成20年6月24日より延べ6回開催

◆調査概要

学校給食は学校教育の一環として、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上に寄与する目的をもって実施されている。

そんな中で、中国製の冷凍餃子毒物混入事件や産地偽装問題等が後を絶たない今日、より安全・安心な食材提供が求められていることから、給食の地産地消による食材への取り組みについて、先進地である徳島県勝浦町の視察調査を行った。

◆調査の状況

本町の学校給食センターにおいて、月毎の予定献立表が作成されており、一食あたりの一ヵ月平均は、小学校654kcal、中学校840kcalであり、平成19年度の給食実績として1日最大で1,326食となっており、中国製の冷凍食品は使用していない。

給食用物資購入状況は、平

視察研修報告

議会広報発行対策 特別委員会

◆視察研修期日

平成20年11月13日～14日

◆視察研修場所

山形県高島町議会

高島町の概要

人口 2万6,260人

世帯数 7,481世帯

面積 約180km²

◆視察研修目的

議会広報編集に関する先進地視察

◆視察研修内容

広報特別委員会では「町民に読んでもらえる広報」を目指し、優秀な広報づくりを行っている山形県高島町議会を視察した。高島町の広報は昭和58年の創刊で、歴史のある広報である。編集委員は3つの常任委員会から2人づつ選出された6人で構成され、議員による自主編集を行っている。ページ数については、平成13年の全員協議会において8～12ページと決定している。大きな特色としては、

①発行が早い。(定例会終了後、20日ぐらいで発行)

②レイアウトから写真撮影に至るまで編集委員の手づくりである。

③カラー紙面の導入、一般質問の顔写真の掲載、一般質問の字数の制限、紙面様式の変更などである。

本町の広報との違いは、

①最初におおよそのページ数を決めてから編集する。

②審議過程（質疑・討論）を出来るだけ簡潔に掲載する。

③専門用語、議会用語をなるべく避け、どうしても避けられない場合は「用語の解説」を折り込み、内容を理解しやす

いようにする。

④一般質問者の顔写真の掲載

⑤定例会終了後、実質20〜30日ぐらいで発行。

などが挙げられる。

研修においては、以上のよう編集方針や編集要領、そしてお互いの広報の特長や特色について意見交換した。高島町の議会広報のインパクトのあるカラー表紙、割付、レイアウトなど多くの点において参考になった。

私達の広報の良い面は伸ばしていきたい、「正確さ」と「親しまれる紙面」づくりに邁進して行きたいと強く感じた。



高島町議会との意見交換

議会運営委員会

◆視察研修期日

平成20年11月13日〜14日

◆視察研修場所

山形県白鷹町議会

白鷹町の概要

人口 1万6,331人

世帯数 4,499世帯

面積 約157km²

◆視察研修目的

①議会活性化特別委員会の活動について

②一般質問の一问一答方式について

◆視察研修内容

①平成11年6月17日に設置し、委員は10名であった。委員会成果としては、(1)議会例規の見直し、(2)議場の整

備、(3)一般質問方法の見直し（一问一答方式の採用）、(4)議員定数の見直し（平成15年5月より18人、平成19年5月からは14人）、(5)情報公開取扱基準及び事務取扱要綱の制定、(6)開かれた議会、委員会を公開、(7)議会ホームページの開設、(8)議会中継（19年よりインターネット配信）などである。

②平成13年9月定例会から試行し、同年12月議会、平成14年9月議会を経て、平成15年1月より本格実施に移った。一问一答方式のメリットとしては、(1)質問の回数制限がないので、納得いくまで質問ができ議論が深まる。(2)傍聴者（町民）にとっても議論の内容がわかりやすい。(3)対面式なので、スムーズな「質疑・応答」のやりとりができる。などがある。

③平成12年の9月定例会から開始した。メリットとしては(1)町民の方は議会傍聴に行かなくても公民館や家庭で議会の様子が分かる。(2)待機している職員が机上のパソコンで議会の状況を把握でき、資料等の準備も迅速に対応できた。(3)議会に緊張感が増してきた。デメリットとしては、

不適切発言などがそのまま中継されてしまう。今後の課題としては画像を良くすることである。



白鷹町議会議場において（議会運営委員会）

事務組合議会報告

宮城東部衛生処理組合

当組合の議会が10月10日に開催された。議案は承認第1号専決処分承認、認定第1号19年度宮城東部衛生処理組合歳入歳出決算の認定、そして議案第6号20年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算であった。審議の結果は全議案とも原案可決であった。19年度決算の概要は、歳入

が13億3,323万2,336円、歳出は13億1,778万4,008円で、残額が1,544万8,328円であり、基金繰り入れが80万円であった。本町の負担金は、8,833万7,655円で、均等割が15%、人口割が35%、実績割が50%であった。

（組合議会議員

尾口慶悦・相澤佐和子）

塩釜地区環境組合

去る10月2日に議会定例会が開催された。

付議案件は認定1件、条例1件である。

認定第一号は、平成19年度塩釜地区環境組合決算の認定であった。歳入は3億5,019万6,556円、歳出は3億4,411万5,673円で、差引額608万883円を全額基金に積み立てるもので、原案のとおり認定した。議案第8号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であり、これも原案のとおり可決した。

（組合議会議員

赤間 洵・後藤 良郎）

塩釜地区消防事務組合

当組合の定例会が10月2日に開催された。

付議された案件は、認定が3件と議案が2件の5件であった。認定第1号は一般会計決算の認定であり、歳入が20億842万5,211円で、差引残額1,456万6,195円を全額基金に繰り入れるものであった。認定第2号は介護認定審査事業特別会計の決算認定であり、歳入は1億2,069万9,983円、歳出は1億1,492万7,352円で、差引残額57万2,631円を翌年度へ繰越すものであった。認定第3号は障害者自立支援審査事業特別会計の決算認定であり、歳入は259万8,428円、歳出は159万9,883円で、差引残額99万8,599円を翌年度へ繰越すものであった。議案第6号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であり、議案第7号は、財産の取得についてであり、塩釜消防署に配置している大型高所放水車を更新す

るもので、金額は6,300万円であった。審議の結果、全議案とも原案どおり可決した。

（組合議会議員
太齋雅一・高橋幸彦）

お知らせ

平成20年度 議会報告会のまとめ のご案内

昨年10月20日より11月2日まで各行政区において実施されました「議会報告会」を開催した結果を今号と同時に別刷（A3版1枚）で発行しております。

ぜひご覧下さい。



議会報告会の様子

議会会議録の閲覧 ができる施設が増 えました

議会情報の公開推進のため定例会・臨時会の議会会議録の閲覧場所を増設いたしました。議会事務局以外に次の施設等の見やすいコーナーに設置しています。

- ① 役場1階、町民の室
- ② 勤労青少年ホーム図書室
- ③ 中央公民館
- ④ 保健福祉センター
- ⑤ 品井沼農村環境改善センター

定例会・臨時会終了後に随時更新していく予定です。



役場庁舎内1階でも閲覧できます

議会を傍聴 してみませんか？

次回3月定例会は
3月6日(金)
の予定です。

編集後記

町民の皆さんに議会だより第97号をお届け致します。

この号で議会だよりも24年の継続発行となりました。議会だよりには創刊より変わらず貫いている「編集のこだわり」があります。それは①町民の皆さんに議会審議、議員の発言、常任委員会の活動を知っていただきたい。②議会だよりは議会と町民を結ぶ大切な役割を持っていく。という強い思いです。この事から議会だより編集は結果報告型、写真多用、文字数の削減といった俗にいわれる「一見簡略」「見出しで理解」の手法をまったく取ってきておりません。できる限り内容を文字とし、後世の人々が見て読んで、そのときどきの議会内容を知っていただけるものとなっています。しかし、こうした思いが酔いどれほど議会と町民を結ぶものとなっているのかを考えるととき自問自答せざるを得ません。できれば町民の皆さんのご意見や要望をお寄せいただければ嬉しいことです。また、議会傍聴をいただきたいと願っています。一人よがりでない紙面づくりに今後とも努力していく事をお誓い申し上げます。

高橋（辰）